

令和7年度（下半期分）富山市福祉事業所物価高騰対策支援金支給要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、富山市福祉事業所物価高騰対策支援金支給規則（令和7年富山市規則第2号。以下「規則」という。）第8条の規定に基づき、原油価格や食材料費等の物価高騰の影響を受けている、介護保険法（平成9年法律第123号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下、「障害者総合支援法」という。）及び生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づくサービスを提供する福祉事業所並びに富山市心身障害者共同作業所運営補助金交付要綱に基づく補助金の交付決定を受けている者に対する令和7年度（下半期分）富山市福祉事業所物価高騰対策支援金（以下、「支援金」という。）の支給に関して必要な事項を定めるものとする。

（支給対象等）

第2条 支援金の支給を受けることができる者は、別表第1から別表第3に掲げる法令に規定する、それぞれその表の中欄に掲げるサービス種別に掲げる事業（以下単に「事業」という。）を実施する事業所等であって、次の要件を満たすもの（以下単に「事業所等」という。）を運営する事業者とする。

- (1) 令和8年1月1日時点において現に事業を実施しており、かつ、申請日において現に事業を実施しているものであること。
- (2) 富山市長の指定、許可、登録若しくは認可（共生型障害福祉サービス、基準該当障害福祉サービスに係るものを除く。）を受け、又は富山市長に対する届出を行っているものであること。
- (3) 富山市内に所在するものであること。

2 支援金の額は、別表第1から別表第3に定める額の合計とする。なお、別表右欄に掲げる支援金額のうち食材料費分については、支援金の申請日時点において、入所者、入居者又は利用者に対し食事を提供している入所系サービス提供事業所等及び通所系サービス提供事業所等を対象とする。

3 別表第1から別表第3に規定する定員は、令和8年1月1日における事業所等の定員とする。この場合において、同日において事業の一部を休止していたときは、当該一部を休止していた事業に係る定員については、これを除算するものとする。

4 別表第3障害者総合支援法の項の右欄に規定する支援金額を算定する場合において、当該申請に係る事業所等が中欄に掲げる事業のうち複数の事業についての指定を受けているときは、当該事業所等に付番された事業所番号が同一である事業に係る事業所等を通じて1つの事業所等として算定する

ものとする。ただし、当該複数の事業が、自立生活援助及び計画相談支援、地域移行支援又は地域定着支援である場合においては、これらの事業に係る事業所等を通じて1つの事業所等として算定するものとする。

5 介護保険法第8条第1項に規定する居宅サービスに係る指定及び同法第8条の2第1項に規定する介護予防サービスに係る指定を併せて受け、又は同法第8条第14項に規定する地域密着型サービスに係る指定及び同法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービスに係る指定を併せて受けている等一体的に運営されている場合は、1つの事業所等として扱うものとする。

(支給申請)

第3条 規則第3条に規定する別に定める日は、令和8年2月27日とする。

2 規則第3条に規定する別に定める申請書は、令和7年度（下半期分）富山市福祉事業所物価高騰対策支援金支給申請書（様式第1号）とし、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

（1）支給対象事業所等調書（様式第2号）

（2）利用者に対し食事を提供していることがわかる資料（別表第2に掲げる通所系サービス提供事業所等（小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護を除く）のみ。ただし、利用者に対し食事を提供していない場合は、提出を不要とする。）

（3）前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 支援金の支給申請は、1事業所等につき、1回限りとする。

(支給決定)

第4条 規則第4条第1項の規定による通知は、令和7年度（下半期分）富山市福祉事業所物価高騰対策支援金支給決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

(支給決定の取消し)

第5条 市長は、支給決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、令和7年度（下半期分）富山市福祉事業所物価高騰対策支援金支給決定取消通知書（様式第4号）により事業者に通知し、支給決定を取消すことができる。

（1）偽りその他不正の手段により支援金の支給の決定又は支給を受けたとき。

（2）支給対象者に該当しないことが明らかとなったとき。

（3）前2号に掲げる場合のほか、市長が不適当と認めるとき。

(支援金の返還)

第6条 市長は、前条の規定により支援金の支給決定を取消した場合において、既に支援金が支給されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものと

する。

(関係書類の保管)

第7条 支援金の支給を受けた者は、申請に係る証拠書類を整理し、支援金の支給年度の末日の翌日から起算して5年間保管しておかなければならぬ。

(細則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年1月13日から施行する。

別表第1（第2条関係）

入所系サービス提供事業所等

根拠法令	サービス種別	支援金額
介護保険法	介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護老人保健施設 介護医療院 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護（空床型を除く）	〈光熱費・燃料費分〉 定員1人当たり 5,000円 〈食材料費分〉 定員1人当たり 3,200円
老人福祉法	養護老人ホーム 軽費老人ホーム 有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅を含む）	
障害者総合支援法	施設入所支援 療養介護 共同生活援助 短期入所（空床型は除く）	〈光熱費・燃料費分〉 定員1人当たり 5,000円 〈食材料費分〉 定員1人当たり 3,200円
生活保護法	救護施設	〈光熱費・燃料費分〉 定員1人当たり 10,000円 〈食材料費分〉 定員1人当たり 6,400円

別表第2（第2条関係）

通所系サービス提供事業所等

根拠法令	サービス種別	支援金額
介護保険法	通所介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅 介護 看護小規模多機能型居宅介護	〈光熱費・燃料費分〉 定員1人当たり 1,700円 〈食材料費分〉 定員1人当たり 800円
障害者総合支援法	生活介護 自立訓練（機能訓練） 自立訓練（生活訓練） 就労移行支援 就労継続支援 就労選択支援 地域活動支援センター（Ⅱ型を除く）	〈光熱費・燃料費分〉 定員1人当たり 1,700円 〈食材料費分〉 定員1人当たり 800円 〈光熱費・燃料費分〉 定員1人当たり 3,400円 〈食材料費分〉 定員1人当たり 1,600円
—	心身障害者共同作業所	

別表第3（第2条関係）

訪問系サービス提供事業所等

根拠法令	サービス種別	支援金額
介護保険法	訪問介護 訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護 訪問看護、介護予防訪問看護（みなし指定は除く） 定期巡回・隨時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 居宅介護支援	1事業所当たり 10,500円
	介護予防支援 (地域包括支援センターが指定を受けているものに限る)	1事業所当たり 21,000円
障害者総合支援法	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 就労定着支援 自立生活援助 計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援	1事業所当たり 10,500円

様式第1号（第3条関係）

令和7年度（下半期分）富山市福祉事業所物価高騰対策支援金支給申請書

年 月 日

(宛先) 富山市長

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名

令和7年度(下半期分)富山市福祉事業所物価高騰対策支援金の支給について、富山市福祉事業所物価高騰対策支援金支給規則第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

支給申請額 金 円

(添付書類)

- 支給対象事業所等調書（様式第2号）
 - その他市長が必要と認める書類

上記の支給申請額を下記の口座へ振り込み願います。

金融機関コード					
支店コード					
金融機関	銀行・信用金庫				支店
	信用組合・農協				
預金種目	普通・当座・その他()				
口座番号					
フリガナ					
口座名義					

様式第2号（第3条関係）
支給対象事業所等調書

様式第3号（第4条関係）

令和7年度（下半期分）富山市福祉事業所物価高騰対策支援金支給決定通知書

富山市指令 第 号
年 月 日

様

富山市長

年 月 日付けで申請のありました令和7年度（下半期分）富山市福祉事業所物価高騰対策支援金については、富山市福祉事業所物価高騰対策支援金支給規則第4条第1項の規定により、下記のとおり支給を決定しましたので通知します。

記

支給決定額 金 円

（支給決定の取消し）

この支給決定にかかわらず、市長は、支給決定対象者が次のいずれかに該当すると認められるときは、支給の決定を取消し、又は変更することがあります。この場合において、既に支援金が支給されているときは、支援金の全額又は一部の返還を請求することができます。

- （1）偽りその他不正の手段により支援金の支給の決定又は支給を受けたとき。
- （2）支給対象者に該当しないことが明らかとなったとき。
- （3）前2号に掲げる場合のほか、市長が不適当と認めるとき。

（担当）

様式第4号（第5条関係）

令和7年度（下半期分）富山市福祉事業所物価高騰対策支援金支給決定
取消通知書

富山市指令 第 号
年 月 日

様

富山市長

年 月 日付けで申請のありました令和7年度（下半期分）富山市福祉事業所物価高騰対策支援金の支給決定については、令和7年度（下半期分）富山市福祉事業所物価高騰対策支援金支給規則第5条の規定により、下記のとおり支給決定を取消したので通知します。

記

支給決定額 金 円

1 取消理由

2 取消金額 金 円

3 返還期限 年 月 日

（担当）